

## 『縮刷遺文』の本文整定について

前 川 健 一

### 一 はじめに

霊艮閣版『日蓮聖人御遺文』（明治37年刊）、通称『縮刷遺文』は、現在標準的に使用されている『昭和定本日蓮聖人遺文』（『昭和定本』）の底本となっているものであり、近代における日蓮遺文研究の基礎となったものである。

『縮刷遺文』は、近世における遺文研究の集大成である『高祖遺文録』をもとに、真蹟や古写本を用いて、本文整定を行っている。『縮刷遺文』編纂の経過については、安中尚史教授の研究があるが<sup>1)</sup>、その本文決定の手順はかなり複雑である。

まず、本間海解が作成した校本をもとに、小林日董・河合日辰それぞれが作成した校本が参照され、さらに稲田海素による真筆・古写本との対照結果を反映して、本文が確定されている。発刊者の加藤文雅は「全卷一字毎に凡三十余種の参考書に照合し本間僧正之を選択し更に吾同人数員の評訂に付するを例とす」と述べている<sup>2)</sup>。ここで注意されるのは、本文の確定の基本となったのが本間海解の判断であったという点である。『縮刷遺文』という略称は、『高祖遺文録』の縮刷版の意味であるが、実際にはかなりの違いがある。ちなみに、大正期に編纂された『日蓮聖人全集』（日蓮宗全書）でも、真蹟・古写本に次ぐ権威として「故本間僧正の手沢本」を挙げ、さらに「第一（真蹟）・第二（古写本）の標準に対する取捨選択、即ち最後の決定を故本間僧正に求めた」とまで述べている<sup>3)</sup>。本間の校本がいかなるものであったかは分からないが、近代の遺文研究に占める本間の影響は極めて大きいと言わねばならない。

本文そのものの確定とも関連するが、方法論的に特筆すべきは真蹟・古写本の重視という点であろう。このこと自体は、近世以来の方針であり、『縮刷遺文』はその方針を継承したには違いないが、特にその後の遺文研究に与えた影響として次の点を挙げることができる。

①底本とすべき真蹟・古写本の選定。

②真蹟断簡にもとづく本文校訂。

まず、①の点であるが、『縮刷遺文』の基本方針は、真蹟ないし古い時代の写本があるなら、可能な限りそれを底本とするというものである。これは、真蹟こそが日蓮の真意を伝えるものである、という基本前提に基づいている。②も同じ前提に由来するものである。その後の遺文集においても、『縮刷遺文』が底本として選定した真蹟・写本が底本として用いられており、真蹟断簡を可能な限り利用するという方針も踏襲されている。

真蹟第一主義は、この当時としては最善の選択であったし、基本的には現在でも妥当な方針である。しかし、今日の観点から見れば、慎重に考慮すべき問題も少なくない。そもそも日蓮の真蹟は、断簡も含めて多数存在するが、それでも真蹟のない遺文の方が多い。諸写本・諸版本の間での相違は少なからずあり、それらを分類することも一部行われているが<sup>4)</sup>、まだ方法的に未確立な点も少なくなく、今後の研究に俟つところが多い。さらに、真蹟やその断簡があるにしても、それを本文校訂の上でどのように位置づけるのかは難しい問題である。遺文に複数の系統の本文がある場合、一方が草稿ではないかといった議論は、すでに近世からあったが、今日では幾つかの遺文について草稿と思われるものの存在が指摘されている<sup>5)</sup>。単純な書状であれば、真蹟をそのまま決定稿と見なしてよいであろう。しかし、著作や、著作的な意味を持った長編の書状の場合、日蓮自身によって推敲が行われたことが推測される。真蹟の残存は偶然的な事情に左右されるものであるから、決定稿が残るとは限らない<sup>6)</sup>。真蹟は日蓮が実際に書いたものであるから重要な資料であることは間違いないが、本文校訂の観点から言えば、あくまで一つの資料である。日蓮が最終的にどのような本文を書いたかは、諸写本・諸刊本を広く見渡して検討されねばならな

い。真蹟断簡の取り扱いも、これに連動した問題である。底本とされた写本・刊本と、断簡の母体である真蹟とが、もともと同系統の本文であれば、真蹟断簡による校訂は有効であるが、そうでなければ本文の統一性を損なう可能性がある。さらに言えば、断簡の母体となった真蹟そのものが複数ある可能性もあるので<sup>7)</sup>、この場合、真蹟断簡を無造作に本文校訂に使用すれば、きわめて混乱した本文が出来てしまうことになる（『縮刷遺文』では、当時所在の知られていた断簡がそれほど多くないので、問題は深刻ではないが）。以下、具体的に問題を検討してみたい。

## 二 底本選定にかかわる問題

ここでは、『頼基陳状』と『曾谷二郎入道殿御返事』を例として検討したい。

『頼基陳状』について、『縮刷遺文』は重須（北山）本門寺所蔵日興写本を底本としている。これは「龍三問答記」との内題を持ち、「再治本」を写したものである<sup>8)</sup>。重須本門寺には、もう一本『頼基陳状』の写本があり、日興筆と伝承されてきたが、近年、日澄筆であることが主張されている<sup>9)</sup>。この日澄本は「龍象問答抄」と末尾に記され、近世の刊本（寛永20年版にもとづく寛文版・宝暦版）と同系統の本文である。『縮刷遺文』は「此書ニ草案ト再治ノ二本アリ其御草案ハ今ト大同ナリ今ハ再治ヲ取ル」と記している。たしかに日興本と日澄本は内容的には大体同じであるが、表現や表記などはかなり異なっている。

ここで考えなければならないのは、日興写本が「再治本」の写本であるからと言って、自動的に、日澄本やその系統の刊本が未再治本ということにはならないということである。近年に至るまで、重須本門寺所蔵の二写本はいずれも日興写本であると考えられ、一方が再治本であるなら、もう一方は未再治本であると単純に考えられてきたふしがある。この場合、日興は両系統の本文を知っていて、一方を再治本として認定したという想定が可能だからである。しかし、一方が日澄書写本、一方が日興書写本ということになれば、日興は日澄書写本系統の本文を知らなかった可能性もあり、何をもって再治本と見なしたのか検討の余地がある。日蓮自身が何度も推敲を行ったと考えると、日興本が再

治本であるにしても、さらにそれを推敲したものが日澄本だという可能性はないであろうか。

実際に本文を比較してみると、日興本より日澄本の方が表現が丁寧で、日澄本の本文から日興本の本文へ改めたとは考えにくい箇所がある<sup>10)</sup>。たとえば、日興本では忍性は「日本国の一切衆生を持斎になし八斎戒を持せて」と願ったとされるが、日澄本では「日本国の僧お皆持斎になし在家人々ニハ八斎戒を持せ」と願ったとされ、日澄本の方が正確である<sup>11)</sup>。この場合、日澄本の本文を日興本のように改訂するのは不可解と言わざるを得ない。

内容的な面で重要な違いは以下の四点である。

- (一) 日興本では日蓮を「上行菩薩の垂迹」と称しているが、日澄本にはこの記述がない<sup>12)</sup>。
- (二) 日興本では龍象房の対論者が三位房であることを明記しているが、日澄本では一切三位房に触れられない<sup>13)</sup>。
- (三) 四条（中務）頼基父子の主君について日興本では「故君」とあるのに対し、日澄本では「君」である<sup>14)</sup>。
- (四) 末尾の日付が、日興本は「建治三年六月廿五日 四条中務尉頼基 請文」であるのに対し、日澄本は「龍象問答抄／弘安元年四月五日」である<sup>15)</sup>。

最も基本的な問題は、(四)である。それぞれの日付が著述の時点を示すものであれば、日興本が書写した「再治本」の後に、さらに推敲を加えて日澄本のもとになった本が成立したということになる。山上弘道師は日澄本の日付は「日澄が書写した日付」と解しているが、書写の日付であれば、通常その旨を記すと思われるので、むしろ著述の日付をそのまま書写したと見る方が妥当なのではないだろうか。山上師自身が注意しておられるように<sup>16)</sup>、日澄は日向を最初の師としているので弘安元年当時、下総・上総にいた可能性もあり、身延の日蓮のもとで書写が出来たのか疑問の残るところである。

(一)は、本書の内容ならびに日興本の評価をめぐって、これまでも問題になってきたところである。「日蓮聖人ハ御経ニトカレテマシマスカ如クハ久成如来ノ御使・上行菩薩ノ垂迹」<sup>17)</sup>・「日蓮聖人御房ハ三界主一切衆生ノ父母尺迦

如来ノ御使上行菩薩ニテ御坐候ケル事」<sup>18)</sup> (ともに「菩薩」は略字) との日興本の記述をめぐって、浅井要麟教授らは後世の付加と解し、日興写本そのものの信憑性を疑っているのに対し、菅原関道師・山上弘道師は、日興本が紛れもなく日興書写のものであり、問題の語句が後世の改竄や付加ではないことを示している。日興本が写した「再治本」に「上行菩薩」云々の句があることは間違いない。問題は、この「再治本」から日澄本への改訂がありうるか否かであろう。日興本・日澄本を対照して示すと次のようになる。

(イ) 日興本「其故ハ、日蓮聖人ハ御経ニトカレテマシマスカ如クハ、久成如来ノ御使・上行菩薩ノ垂迹・法花本門ノ行者・五々百歳ノ大導師ニテ御坐候聖人ヲ、頸ヲハネラルヘキ由ノ申状ヲ書テ殺罪ニ申行ハレ候シカ、イカ、候ケム、死罪ヲ止メテ佐渡ノ嶋マテ遠流セラレ候シハ、良観上人ノ所行ニ候ハスヤ」

日澄本「其故ハ、日蓮聖人外にハ配流と聞て、内にハ頸を刎れんとせられし事、佐渡國にして弟子等をせき、津をとゝめ、市まちをせき、食せめにせめて、結句又頸をきれと申候し事、偏に此人の訴にて候き」

(ロ) 日興本「日蓮聖人御房ハ三界主一切衆生ノ父母尺迦如来ノ御使上行菩薩ニテ御坐候ケル事ノ法花経ニ説レテマシマシケルヲ信参タルニ候」

日澄本「日蓮聖人の御房、三界主一切衆生の父母釈迦佛の御使にておはしまし候ける事の法花経にあきらかにみえさせ給候間、信まいらせたるに候」

(ロ) の方は、「上行菩薩」の有無のみで、全体としては大きく意味は変わらないが、それでも日興本「説レテ」と日澄本「あきらかにみえさせ」を比べれば、後者の方が表現として正確さが増していることは留意される。

一方、(イ) は文全体が大きく異なる。一読して分かるように、日興本の方が晦渋であり、日澄本の方が明快である。特に日興本の「日蓮聖人『ハ御経ニトカレテマシマスカ如クハ久成如来ノ御使・上行菩薩ノ垂迹・法花本門ノ行者・五々百歳ノ大導師ニテ御坐候聖人』ヲ」という部分は、日興本が「再治本」であることを念頭に入れば、もともと単に「日蓮聖人」とあった箇所に『』の

部分を挿入したような感が強い。その意味では、逆に日興本が「再治本」の写本である印象を強めるが、その後の箇所を見てみると、忍性（良観）の所行としては日澄本の記述の方が明確であり、日興本のように改訂する意味は不可解である（日興本の記述では、死罪から流罪へと減刑されたことまで忍性の所為のように解されかねない。なお、日澄本の記述は、佐渡在島中の日蓮に対しても忍性が迫害を加え続けたという重要な事実を示すものである）。日興本本文を日澄本本文に改訂したとまでは言えないにしても、日澄本本文を日興本本文に改訂したという蓋然性は低いと思われる。

菅原関道師は、「日澄本＝未再治本、日興本＝再治本」という前提のもとに、日澄本に「上行菩薩」云々の記述がない理由として、日蓮を上行菩薩と明言すれば「驕慢の者と思われ、逆効果となる恐れがある」と推測している<sup>19)</sup>。しかし、日蓮は、この陳状が公開され、より大きな波紋を広げることを期待していたふしがある<sup>20)</sup>。すると、公開されることを前提として、敢えて自らのことを「上行菩薩」と称したと考えることもできる。そして、その後、日澄本のもとになる本を作成した段階では、より穏当な表現に訂正したということもあり得るであろう。

ここで参考になるのは、『撰時抄』の場合である。『撰時抄』の草稿本と考えられている延山録外本では「地涌の上首□上浄菩薩」<sup>21)</sup>となっているところが、真蹟では単に「地涌の大菩薩」<sup>22)</sup>となっている。この場合、「上行」ないし「浄行」と当初書いたものを訂正したと考えられる。そこに籠められた意図は別途考察する必要があるが、少なくとも「上行菩薩」と書いたものを、後に削除することはあり得たということは言える。

(二)の三位房の件について、山上師は「三位房に累が及ぶことを心配した宗祖の配慮」<sup>23)</sup>と推測しているが、この陳状が紛争解決のための公的な文書であることを考えれば、事実関係を明確にする必要があり、逆に三位房の名がないことは不可解である。三位房が後に退転したことを考えれば、日澄本のもとになる本が作成された段階で、三位房は既に退転しており、そのために名前が記されなかった可能性もあろう。

最後に、(三)の問題も、四条(中務)頼基の主君が誰かということに関わる重要な問題である<sup>24)</sup>が、ここでは本文そのものの問題に限定して考察する。まず、日興本・日澄本の該当箇所を挙げておく<sup>25)</sup>。

日興本「故親父〈中務尉〉故君ノ御勘気カフラセ給ケル時、数百人御内ノ人(傍訓「シム」)等、心カハリシ候ケルニ、中務一人最後ノ御共奉シテ伊豆國マテ参テ候キ」<sup>26)</sup>

日澄本「故親父〈中務某〉ハ君ノ大方ノ御不審お蒙せ給て候ける時、数百の人々皆心かはり候けるに、一人最後までもとて伊豆國まで御とも仕て候き」

ここで、日興本では「故君」となっているのが、日澄本では単に「君」となっているのが問題なのであるが、全体の文意から考えると、「君」とある方が妥当だということは言える。と言うのは、この直前に「頼基ハ父子二代命ヲ君ニ奉(傍訓「マイラセ」)タル事顕然也(日興本)<sup>27)</sup>とあるので、父が「故君」に忠義を尽くし、頼基が「君」に忠義を尽くしたというのでは、文意が通らない。日興が書写した「再治本」が成立した段階では、「君」が亡くなっていたので、「故君」としたという解釈もあり得るが、それならこの一箇所だけでなく、全体を「故君」にしなければならなかったであろう。日興本のような表現では「故君」と「君」とは別人と解釈せざるを得ないからである。むしろ、「故親父」に引きずられて「故君」と書いてしまったのではなかろうか(あるいは日興の写誤ということも考えられる)。また、日興本「中務一人最後ノ御共奉シテ伊豆國マテ参テ候キ」と日澄本「一人最後までもとて伊豆國まで御とも仕て候き」を比較すれば、後者の方が正確な表現になっていることも留意される(前者では「故親父」一人しか御供しなかったように解される)。

以上、個別の考証が長くなったが、要するに、日興本が再治本であるにしても、日澄本やその系統を引く刊本録内の本文が未再治本であるとは単純には言えないのである。「再治本」という文言に引きずられるのではなく、慎重に本文を対照することが必要であったと思われる。

『頼基陳状』の場合とは逆に、底本の変更を検討すべきだったのではないかとと思われるのが、『曾谷二郎入道殿御書』の場合である。本抄には日興写本(重

須本門寺所蔵)があり、『縮刷遺文』はこれを底本として採用している。日興写本は刊本録外と同系統なので、大きな本文の変更はない。しかし、本抄には本文を異にする別系統の本が知られており、本来慎重な検討が必要であったと思われる。それは本満寺録外や他受用御書の系統の本文である。本文そのものを別にすれば、日興本系と本満寺系との目立った違いは、末尾の日付である。日興本は「弘安四年閏七月一日」(刊本録外も同じ)、本満寺録外は「弘安四年八月廿日(左傍「イ 閏七月一日」)(他受用御書は「弘安四年八月日」)である。これも素直に考えれば、日興本のもとになった本より後に、本満寺録外のもとになった本が成立したと解釈せざるを得ない。本文そのものを見ても、日興本より本満寺本の方が表現が正確になっている面がある。最も顕著な例は、治承・寿永の乱および承久の変について叙述する箇所である<sup>28)</sup>。

日興本「去治承等八十一二三四五代五人大王与頼朝義時此國有御諍天子与民合戦也。猶如鷹駿与金鳥勝負者天子勝於頼朝等必定也決定也。雖然五人大王負畢菟勝於師子王也。非負剩或沈蒼海或放嶋々(矣)。誹謗法華未積年歲時猶以如是」

本満寺録外「然則先治承五年人王八十一代安徳天皇源頼朝諍論此國。安徳位居天子頼朝居四位逆臣也。譬如鷹駿与金鳥合戦頼朝負於天子必定也。雖然頼朝持法華經安徳天皇明雲為師。明雲真言第一人也。存外失法華經故師檀共滅亡。加之八十二三四五代隱岐院佐土院阿波院東一条廢帝等四人大王日本主上々皇也。平朝臣義時国民也。雖然去承久三年(辛巳)歲五六七三箇月之合戦之時四王非分負剩四嶋被流罪。国王与義時猶如師子与菟勝負。大王勝於義時必定也。雖然四王叡山東寺等法華誹謗真言師等被祈請之故負於義時畢」

一見して、本満寺録外の方が正確さ・詳細さを増していること、さらに日興本で単に「法華誹謗」とのみ言っているのが「真言」であることが明確化されていることが分かる。後人の加筆という可能性を完全に排除することは無理にしても、単に一二の語句の置き換えや付加にとどまらず、叙述そのものを大きく変えていることや、日興本にはない明雲についての記述を加えていることからすれば、日蓮自身の手になる変更と考えて良いのではないだろうか。

『高祖遺文録』では「泰堂云、此書諸本ニ文辭ノ相違多クシテ校合ニ病メリト重師モイヘリ案スルニ眞蹟或ハ艸案ナルカ」と記している。ここで「眞蹟」と称されているものが何かは不明であるが、日興本系統のものを指している可能性はある。『高祖遺文録』では、刊本録外を他受用御書によって増補する形で本文整定が行われており、日興本系・本満寺録外系という二つの系統があることを認識した上で両者を統合しようとしたと考えられる。

それ故、『縮刷遺文』編纂時にも、本満寺録外を考慮することは可能だったはずであるが、一顧だにしていまいに見えるのは、一つには日興本という古写本があったためであるが、もう一つの要因としては『録外考文』が「或本作八月者非也。与重師写本相違多故」と述べていることも影響したのではないかと推測される。もっとも、今日の日から見ると、この『録外考文』の記述は不可解である。というのは、日重が中心となって集成されたものが本満寺録外であり、その本満寺録外こそ「八月廿日」の日付を持つものだからである。

以上、『頼基陳状』『曾谷二郎入道殿御返事』の場合、底本選定に少なからぬ問題があったと考えられる。それは、古写本重視という基本方針が、本文そのものの比較という基本作業を閑却させてしまった結果と言えるのではないだろうか。

### 三 眞蹟断簡に関わる問題

ここでは『諫暁八幡抄』の問題を取り上げる。

『諫暁八幡抄』の眞蹟（大石寺所蔵）は初め三分の一ほどが欠落しており、『縮刷遺文』は日乾写本（本満寺所蔵）によって補っている。日乾写本は、冒頭部分のみ「眞蹟」と対照し、その後は大野本遠寺本によって対照したものである<sup>29)</sup>。日乾写本の処置は一見不可解であるが、池田令道師は異同が多すぎたため書き込みを断念したのではないかと推測されている<sup>30)</sup>。

以上から、『縮刷遺文』所収の『諫暁八幡抄』は以下の三つの部分から構成されていることになる。

(32)

- (一) 日乾写本（「真蹟」と対照した箇所）
- (二) 日乾写本（本遠寺本と対照した箇所）
- (三) 大石寺所蔵真蹟

ここで問題となるのが、日乾が対照した「真蹟」と大石寺所蔵真蹟との関係である。日乾が身延曾存真蹟について記録した「身延山久遠寺御靈宝記録」には、『諫暁八幡抄』についても詳細な記録がある<sup>31)</sup>。それを大石寺所蔵真蹟と対照すると、両者は別のものであることが分かる（これは『縮刷遺文』編纂当時でも確認できたことであると思われる）。さらに、日乾には真蹟臨写本（鷹ヶ峰常照寺所蔵）があり、その本文は「身延山久遠寺御靈宝記録」の記述に一致する<sup>32)</sup>。大石寺所蔵真蹟との対照から、日乾が書写した身延曾存真蹟は草稿本と考えられている。

寺尾英智教授は、日乾臨写本と『昭和定本』とを比較して、「大石寺本の真蹟が伝わらない前半部分は、『昭和定本日蓮聖人遺文』収録本とほとんど同一の本文である」と指摘している<sup>33)</sup>。『昭和定本』は『縮刷遺文』を底本としているので、これは『縮刷遺文』が前半を補うために採用した本満寺蔵日乾写本が身延曾存真蹟系統の本文を有しているということに他ならない。念のため、『縮刷遺文』と比較すると、確かに身延曾存本によく一致する<sup>34)</sup>。

①本満寺蔵日乾写本が身延曾存真蹟と対照した箇所

- (身延) 五味の中に何の味をもなめても威光勢力をもまし候き
- (日朝) 五味之中に何の味をなめても威光勢力減じ給はざりしが
- (刊本) 五味ノ中ニ何ノ味ヲなめる嘗テモ威光勢力モ減シ給ハざりしか
- (縮遺) 五味の中に何の味をもなめても威光勢力をもまし候き<sup>35)</sup>
  
- (身延) 或ハ後を前とし或ハ先後を後につけ
- (日朝) 或後を先とし或先後を中につけ
- (刊本) 或後ヲ先ト書キ或ハ先後ヲ中ニ付ク或ハ中ヲ先後ニ付
- (縮遺) 或は後を先とし或は先を後につけ<sup>36)</sup>

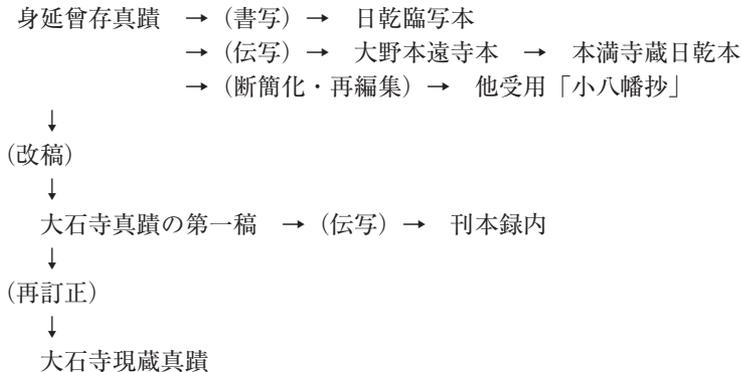
## ②本満寺蔵日乾写本が本遠寺本との対照を行った部分

- (身延) 或ハ自然に取て病人の病を治かことしいかてか安穩なるへき
- (日朝) 或自然取て病人之種々の病を治如し
- (刊本) 或ハ自然ニ取テ病人之種々之病ヲ治スルカ如シ病ノ直ラさるのみにあ  
らす其身ノ損セさるへしや
- (縮遺) 或は自然に取て人の病を治せんか如しいかてか安穩なるへき<sup>37)</sup>
- 
- (身延) 氏神なれハとて大科をいましめすして守護し候へハ仏前の起請を毀神  
也
- (日朝) 氏神たる故に一子の大科をゆるして年久く成り候へば已仏前の起請に  
背給ぬ
- (刊本) 氏神タル故ニ一子ノ大科ヲゆるして年久成候へハ既ニ仏前ノ起請ニ背  
キ給ヌ
- (縮遺) 氏神なればとて大科をいましめずして守護し候へば仏前の起請を毀神  
也<sup>38)</sup>
- 
- (身延) 見なから聞なから治罰せずして須臾もすこすならハ必梵釈等の使とし  
て四天王に仰つけて治罰を加へし若氏神治罰を加すハ梵釈四天等其守  
護神に治罰を加へし梵釈又かくのこし (以下一紙分欠)
- (日朝) 乍見乍聞対治を不加他方の梵釈等は必此世界の梵釈日月四天等を治罰  
すべし
- (刊本) 乍見乍聞対治ヲ不加他方ノ梵釈等必此世界ノ梵釈日月四天等ヲ治罰ス  
ヘシ
- (縮遺) 乍見乍聞治罰せずして須臾もすこすならば必梵釈等の使をして四天王  
に仰つけて治罰を加へし若氏神治罰を加ずば梵釈四天等も守護神に治  
罰を加べし梵釈又かくのこし梵釈等必此世界の梵釈日月四天等を治  
罰すべし<sup>39)</sup>

(34)

以上のように、真蹟と対照した箇所も、本遠寺本と対照した箇所も、いずれも本満寺蔵日乾写本に依った『縮刷遺文』の本文は身延曾存真蹟によく一致する（なお、ここから本遠寺本も身延曾存真蹟系統の写本であることが分かる）。つまり、『縮刷遺文』では、草稿本である身延曾存真蹟系統の本文と、大石寺蔵真蹟の本文とを無造作に合体させているわけで、本文の統一性という観点からは非常に問題があることが分かる。高木豊教授は、『日蓮（日本思想大系）』を編集した際、本満寺蔵日乾写本を見ることが出来たにも関わらず、大石寺蔵真蹟の欠失箇所を日朝本によって補っている。これは、『縮刷遺文』に対する無言の批判ではなかったかと思われる。

なお、大石寺蔵真蹟には朱字による推敲の跡があるが、この推敲前の本文は刊本録内に近似している<sup>40)</sup>。つまり、刊本録内は、朱字による推敲を経る前の段階の本文によるものであり、草稿本の系統である本満寺蔵日乾写本よりも、大石寺蔵真蹟に近い関係にあると考えられるのである（なお、他受用御書に収録される「小八幡抄」は身延曾存本によく一致する）。以上、諸本の関係を、若干の推測も含めて、図示すると、次のようになる。



ここで注意しておきたいのは、このような関係は、日乾臨写本の発見がなくとも、本文を比較すれば導き出せるということである。ここでも、古写本重視という『縮刷遺文』の方針が、本文校訂の上で足かせになっていることが分かる。

#### 四 文章の改訂

『縮刷遺文』は、底本の選定に当たっては、真蹟や古写本を重視するという姿勢を取っているが、個々の文の異同については判断基準が一定せず、刊本録内や『高祖遺文録』の判断を踏襲した箇所や、意味が通じやすいよう文章を改訂した箇所が散見される。それらはおおむね妥当な場合が多いが、再検討を要するものも少なくない<sup>41)</sup>。ここでは、筆者の気付いたもの二、三を紹介しておきたい。

たとえば、『南条兵衛七郎殿御返事』には、「くろかねを磁石のすうが如し方諸の水をまねくににたり」<sup>42)</sup>という文がある。『縮刷遺文』では、この箇所は日興本（重須本門寺所蔵）に依拠しているが、日興本では「方諸」ではなく「方寸」になっている<sup>43)</sup>。一方、刊本録内や『高祖遺文録』では「宝珠」となっている。『縮刷遺文』が「方諸」としたのは、『録内啓蒙』が「宝珠トハ方諸ノ事ナルベシ」との注をつけているためではないかと思われる。確かに「方寸」のままでは意味が通じないが、『啓蒙』の注は「宝珠」の意味を説明するものであって、本文そのものが「方諸」であるということではない。だとすると、『縮刷遺文』の改訂は若干勇み足であったようにも思われる。

先の引用に続いて、『南条兵衛七郎殿御返事』には、「念佛等の余善は無縁の國也。磁石のかねをすわず方諸の水をまねかざるが如し」<sup>44)</sup>という文がある。日興本では「念佛等の余善は無縁の國也。磁石の□ねをくわす方寸の石をまねかざるか如し」であり、刊本録内では「念佛等ノ余行ハ無縁ノ國也。磁石ノ不吸鉄、宝珠ノ如不招水」である。一見して、『縮刷遺文』が日興本の本文を採用せず、刊本録内を書き下すようなかたちで本文整定を行っていることが分かる。しかし、ここは「無縁」の譬喩であるから、「方寸の石をまねかざるが如し」という日興本の本文の方が妥当であるように思われる。そこで、「□ね」と翻刻されている箇所に注目してみると、写真から判断すると残画から「□かね」と読めるように思われる。一つの案として「まかね」と読むことは出来ないであろうか。「まかね」は、もともと金のことを指すが、次第に鉄の意で解釈されるよ

うになった語である<sup>45)</sup>。このように読むと、「(鉄を引き寄せる)磁石は金を引きよせず、(水を招く)『方寸』は石を招かない」となり、「無縁」であることの譬喩として整合性を持つ。また、「まかね」が鉄の意で解釈されるようになって「鉄」の字が宛てられ、刊本録内のような本文が成立したと考えることもできる。

『縮刷遺文』が積極的に本文を改めた例として、『持妙法華問答抄』の次の文がある。「其子を賤むるは即其親を賤しむ也」<sup>46)</sup>。この箇所は、刊本録内では「其子」と「其親」とが逆である。『昭和定本』の脚注によれば、平賀本も刊本録内同様「其子」と「其親」とが逆である。『高祖遺文録』は、刊本録内を踏襲しているので、この部分は『縮刷遺文』が積極的に改訂したものと見なすことができる。この文の直前には次の文がある。「持たる、法だに第一ならば持つ人随て第一なるべし。然則其人を毀は其法を毀る也」<sup>47)</sup>。この文を踏まえて前掲の文を見るなら、最初に賤められるものは「人」を譬え、その結果として賤められることになるものは「法」を譬えていることになる。『縮刷遺文』の改訂は、子=人、親=法と見なすもので、おそらく、法の方が人よりも優越するという観点があるのではないかと思われる。しかし、全体の文脈を見た場合、「法=持たれる対象」「人=持つ主体」という図式であり、親子関係になぞらえれば「法=子」「人=親」と解した方が良いように思われる。

## 五 むすび

『縮刷遺文』は近代の遺文集の出発点であるとともに、『昭和定本』の底本として、今日においても遺文研究の枠組みを形成している。その功績は極めて大きいと言わねばならない。しかし、今日、それは根本的な再検討が必要とされているのではないだろうか。真蹟・古写本を重視することは、そのみを基準とすることではない。日蓮自身による本文改訂という事態も想定した上で、諸写本・刊本を位置づけることが必要であろうと思われる。また個々の文の整理についても更に検討を加えていく必要があるのではないだろうか。

## 注

- 1) 安中尚史「明治期における日蓮遺文集編纂の一考察」、高木豊・冠賢一編『日蓮とその教団』（東京・吉川弘文館、1999年3月）。
- 2) 『日宗新報』836号（明治35年12月29日）、注1安中論文85頁所引。どのような操作を経て本文が確定されたのか詳細は分からないが、その一端は加藤文雅の手で発刊された『高祖遺文録集註』（1906～1919年。第21号で中絶）により窺うことができる。本書では遺文の一段落ごとに『録内啓蒙』を初めとする諸注釈書・諸資料が列挙され、本文として採用されたものには記号による表示がなされている。特に『守護国家論』の『集註』には、底本となった深見要言本との異同が逐一記されている。
- 3) 『日蓮宗宗学全書出版会会報』第八号（大正3年3月10日）。
- 4) 高木豊・冠賢一両教授による諸本の比較は有益であり、近年では木村中一氏の研究が注目される。
- 5) 寺尾英智教授の『諫暁八幡抄』『撰時抄』研究、都守基一師の『法華取要抄』研究など参照。
- 6) 親鸞自筆の『教行信証』（坂東本）が草稿本と見なされていることは、この点で示唆的である。
- 7) 一例として、『兄弟抄』が挙げられる。本書の断簡には、ふりがなが付されているものと、ふりがなが付されていないものがある。『真蹟集成』の記述による限り、ふりがなが付されているものと、付されていないものでは、紙の大きさが異なっている。ふりがなのある池上本門寺所蔵本・京都妙伝寺所蔵本がそれぞれ縦31.5センチ、縦31.8センチであるのに対し、ふりがなのない石川大鏡寺所蔵本・池上本門寺所蔵本（7行断簡）はそれぞれ縦29.5センチ、縦29.6センチである。
- 8) 日興本末尾には「以再治本書写了」との日興による識語がある。山上弘道「宗祖書状・陳状等のご自身によるテキスト化について：『頼基陳状』『本尊問答抄』を中心として」、『興風』18号（岡山・興風談所、平成18年12月）317頁。日興本・日澄本の本文は、山上論文302～317頁の翻刻により、立正大学日蓮教学研究所架蔵写真帳により確認した
- 9) 菅原関道「重須本門寺所蔵の『頼基陳状』両写本について」、『興風』15号（岡山・興風談所、平成15年12月）。以下、便宜上、この本を「日澄本」と呼ぶ。
- 10) 注8菅原論文は両者の比較を試みているが、全体にわたるものではなく、「日興本=再治本、日澄本=未再治本」という枠組みを前提としているため、考察が不十分である。
- 11) 山上論文309頁、昭和定本1352頁（なお、本論文の範囲では、『縮刷遺文』の本文と『昭和定本』の本文は同一なので、検証の便のため『昭和定本』の頁数を付す）。
- 12) 山上論文308頁、昭和定本1352頁。
- 13) たとえば、事件の発端を記す部分の場合、日興本「日蓮聖人御弟子三位房」、日澄

( 38 )

本「日蓮聖人御房御弟子」、山上論文302頁、昭和定本1346頁。

- 14) 山上論文314頁、昭和定本1358頁。
- 15) 山上論文317頁、昭和定本1361頁。
- 16) 山上論文299頁・注25。
- 17) 山上論文308頁、昭和定本1352頁。
- 18) 山上論文314頁、昭和定本1358頁。
- 19) 菅原論文149頁。
- 20) 『四条金吾殿御返事』(真蹟断簡存)では「若や此文かまくら内にもひろうし上へもまいる事もやあるらん。わざはひの幸はこれなり。(中略)大事になりぬれば必大なるさはぎが大なる幸となるなり」(昭和定本1363頁)とある。
- 21) 寺尾英智『日蓮聖人真蹟の形態と伝来』(京都・雄山閣出版、1997年3月)292頁。
- 22) 昭和定本1007頁。
- 23) 山上論文275頁。
- 24) 高木豊『日蓮とその門弟』(東京・弘文堂、1965年4月)250頁・注(2)、川添昭二『日蓮とその時代』(東京・山喜房佛書林、平成11年3月)345頁など参照。
- 25) 山上論文314頁、昭和定本1358頁。
- 26) 山上師は「中務尉」と翻刻しているが、写真を見る限り「中務允」のように見える
- 27) 山上論文314頁、昭和定本1358頁。日澄本「頼基ハ父子二代に命を君にまいらせたる事顯然に候」。
- 28) 日興本は興風談所「御書システム」の翻刻により、立正大学日蓮教学研究部所蔵写真帳により確認した。昭和定本1675頁。
- 29) 『縮刷遺文』における稲田海素の記述による。
- 30) 池田令道「日重本録内御書に関する一考察」、『興風』15号(岡山・興風談所、平成15年12月)。
- 31) 昭和定本2748頁。
- 32) 寺尾英智「日蓮遺文『諫暁八幡抄』の曾存真蹟」、注1高木・冠編『日蓮とその教団』。
- 33) 注31寺尾論文58頁。
- 34) 参考のため、日朝本(戸頃重基・高木豊校注『日蓮(日本思想大系)』で翻刻)と刊本録内の本文も掲げた。
- 35) 注31寺尾論文66頁、思想大系352頁、昭和定本1832頁。
- 36) 注31寺尾論文67頁、思想大系353頁、昭和定本1832頁。
- 37) 注31寺尾論文67頁、思想大系354頁、昭和定本1833頁。
- 38) 注31寺尾論文68頁、思想大系355頁、昭和定本1834頁。
- 39) 注31寺尾論文68頁、思想大系355頁、昭和定本1834~1835頁。
- 40) 若江賢三教授のご教示による。
- 41) たとえば、『下山御消息』には「白田に種を下して玄冬に穀をもとめ」(昭和定本

1317頁)という文があるが、『縮刷遺文』が対照した日法本(岡宮光長寺所蔵)・日澄本(重須本門寺所蔵)ではいずれも「白田」ではなく「白蔵」となっている(日法本は、『日蓮(日本思想大系)』の翻刻により、日澄本は『昭和定本』脚注による)。『縮刷遺文』では、刊本録内・『高祖遺文録』を踏襲し、「白田」を採用しているが、『日蓮(日本思想大系)』314頁頭注が指摘しているように「白蔵」は秋の意であり、次下の「玄冬」との対応から言って、「白蔵」の方が適切である。

- 42) 昭和定本324頁。
- 43) 日興本は興風談所「御書システム」の翻刻により、立正大学日蓮教学研究所架蔵写真帳により確認した。
- 44) 昭和定本324頁。
- 45) 『日本国語大辞典』(小学館)「まかね」の項参照。
- 46) 昭和定本282頁。
- 47) 昭和定本282頁。

※貴重な写本写真を閲覧させていただいた立正大学日蓮教学研究所に心より感謝申し上げます。また、聖教新聞社には資料収集・閲覧の面でお世話になりました。併せて感謝申し上げます。

(まえがわ けんいち・研究員)

## On some problems of *Shukusatsu Iibun*'s Textcriticisms

Ken'ichi Maegawa

*Nichiren-shonin Go-ibun (Shukusatsu Iibun)* was published in 1904. *Shukusatsu Iibun* was used as the foundations of *Showa Teihon Nichiren-shonin Iibun* which is usually used as the standard edition of Nichiren's writings. Text of *Shukusatsu Iibun* was mainly based on Nichiren's hand writings and reliable old manuscripts. In many cases, this principle of *Shukusatsu Iibun*'s text criticism is proper. But today we can find some works that should be edited with other manuscripts. For example, *Shukusatsu Iibun*'s text of "Yorimoto Jinjo" is based on Nikko's manuscript which Nikko wrote was a "revised edition." But, compared with Niccho's manuscript, Nikko's does not seem to be a "revised edition" of Niccho's. By contraries, we can think that Niccho's manuscript is a "revised edition" of Nikko's. We can conclude that *Shukusatsu Iibun*'s principle of text criticism led to neglect of careful comparison of manuscripts.